

# 沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科（保健医療科・医療科）入学者選抜実施要項

## 1 方針

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科（保健医療科・医療科）における入学者の選抜は、視覚障害者に対して高等学校等における教育の基礎の上に専門2学科について、学校教育法第82条において準用する同法第58条に基づき高度な知識・技術を修め、保健医療従事者国家試験を受けるに足る資質と能力のある者を選抜するために、次の方針に基づき実施する。

- (1) 選抜は、沖縄県立沖縄盲学校長（以下「校長」という。）が、出願資格を有する者の出身高等学校等の校長（以下「出身高等学校長等」という。）から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 学力検査は、学校作成問題で実施する。

## 2 一般入学

### (1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3「視覚障害者」の規定に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、4月以降に特別支援学校の高等部専攻科、高等学校の専攻科、高等専門学校及び大学等に在学していない者とする。

ア 特別支援学校の高等部、高等学校または中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）を募集年度の3月に卒業見込みの者

イ 高等学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

エ 志願前相談を受けた者

### (2) 募集定員

募集定員は、別に定める。

### (3) 出願期間

出願期間は、教育長が別に定める。

### (4) 出願手続

ア 志願者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 調査書（校長指定様式）

(ウ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）

(エ) 健康診断書（第2号様式）（ただし、過年度卒業者に限る。）

(オ) 専門医の診断書（第3号様式）

※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(カ) 身体障害者手帳（視覚障害）の写。

※ 更新期限が超過した身体障害者手帳は無効とする。

(キ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次の a 又は b の者に限る。

- a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により同規則別表第 2 に掲げる地域から出願する者
  - b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から出願する者
- イ 学校教育法施行規則 150 条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書（前記(4)ーアー(ア)）及び校長が必要と認める書類を校長へ提出すること。
- ウ 志願者が県外の高等学校等に在学している場合は、次の手続による。  
県外からの入学志願のための許可願（第 4 号様式）を募集年度の 1 月 25 日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受け、以下の書類とともに校長に提出すること。
- (ア) 許可願（第 4 号様式）
  - (イ) 入学志願書（第 1 号様式）
  - (ウ) 調査書（校長指定様式）
  - (エ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前 3 か月以内に発行されたものとする。）
  - (オ) 健康診断書（第 2 号様式）（ただし、過年度卒業者に限る。）
  - (カ) 原則、身体障害者手帳（視覚障害）の写。
    - ※ 更新期限が超過した身体障害者手帳は無効とする
    - ※ 未取得の場合は専門医の診断書（第 3 号様式）
    - ※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
  - (キ) 確約及び証明書（第 5 号様式）

### (5) 選抜の方法

- ア 沖縄盲学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査及び面接の結果をに基づき、総合的に判定を行う。

### (6) 学力検査

- ア 学力検査の期日及び時間割  
学力検査の期日及び時間割については、教育長が別に定める。
- イ 検査の場所  
県立沖縄盲学校

### (7) 面接

面接については、校長が定める。

### (8) 合格発表

合格発表については、教育長が別に定める。

## 3 その他

- (1) 志願先学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の 10 月末日までに県教育委員会、関係機関等に送付すること。
- (2) 沖縄県立沖縄盲学校入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例（第 7 条、第 8 条、第 10 条）及び沖縄県情報公開条例（第 7 条）に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

# 令和4年度沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科（保健理療科・理療科） 入学者選抜実施要項の実施に関し、教育長が定める事項等について

## 1 一般入学

### (1) 出願期間

ア 出願期間は、令和5年2月7日（火）、8日（水）の2日間とする。

※ 志願希望者は、志願前相談を受けるものとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 郵送する場合は、令和5年2月9日（木）までに必着するように送付すること。

### (2) 学力検査の期日及び時間割

ア 期日

令和5年3月7日（火）及び8日（水）の2日間とする。

イ 時間割

時限 月日	第1時限 (9:20~10:10)	第2時限 (10:30~11:20)
第1日目 3月7日(火)	総合問題Ⅰ（国語・社会的内容）	小論文
第2日目 3月8日(水)	総合問題Ⅱ（数学・理学的内容）	聞き取り問題

### (3) 合格発表

ア 令和5年3月15日（水）午前9時に本校において発表する。同時に、ホームページにも掲載する。

イ 校長は、出身高等学校長等を通じて本人に通知する。

ウ 合格者は、合格発表の日から7日以内に出身高等学校長等を経由して、県立沖縄盲学校長に入学確約書または入学辞退届を提出する。

## 2 追検査

新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

追検査の期日は、令和5年3月22日（水）及び23日（木）とし、追検査の合格発表は、令和5年3月27日（金）とする。

その他詳細については別に定める。

## 3 その他

校長は、沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科（保健理療科・理療科）入学者選抜実施要項2の(4)のアに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、志願者へ求めることができる。







第4号様式（特支専）

県外からの入学志願のための許可願

志願者 ふりがな 氏名 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者は、下記の理由により貴県の特別支援学校高等部専攻科へ入学志願したいので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者 ふりがな 氏名 \_\_\_\_\_

沖縄県教育委員会教育長 殿

記

	保 護 者		志 願 者	
現 住 所				
沖縄県内の予定住所				
志願者と保護者との続柄		転居 予定日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
志願先特別支援学校名			学 科	
志願の理由（詳細に記載し、その事情を証明する資料を添付すること。）				
上記の通り相違なく、また志願者は貴県以外の公立特別支援学校高等部専攻科又は公立高等学校専攻科等に入学志願していないことを証明する。				
			令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
( _____ ) 学校長				印
所在地 ( _____ )			TEL : _____	

上記の願いを許可する。	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
沖縄県教育委員会	
教育長	
	印

(注1) 虚偽の記載により入学した者については、当該学校長はその入学を取り消すことができる。

(注2) 提出先：〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県教育庁県立学校教育課

## 確 約 及 び 証 明 書

沖縄県立

学校長 殿

下記の生徒について、確約及び証明します。

記

ふりがな 志願者		出身学校	
志願校	沖縄県立		学校

上記の者の保証人として、すべての責任を果たすことを確約します。

ふりがな  
保 証 人 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生（ \_\_\_\_\_ 歳）

保護者または本人との関係 \_\_\_\_\_

上記の者は、保証人として、そのすべての責任を果たしてもらうことを証明します。

ふりがな  
保 護 者 名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_